

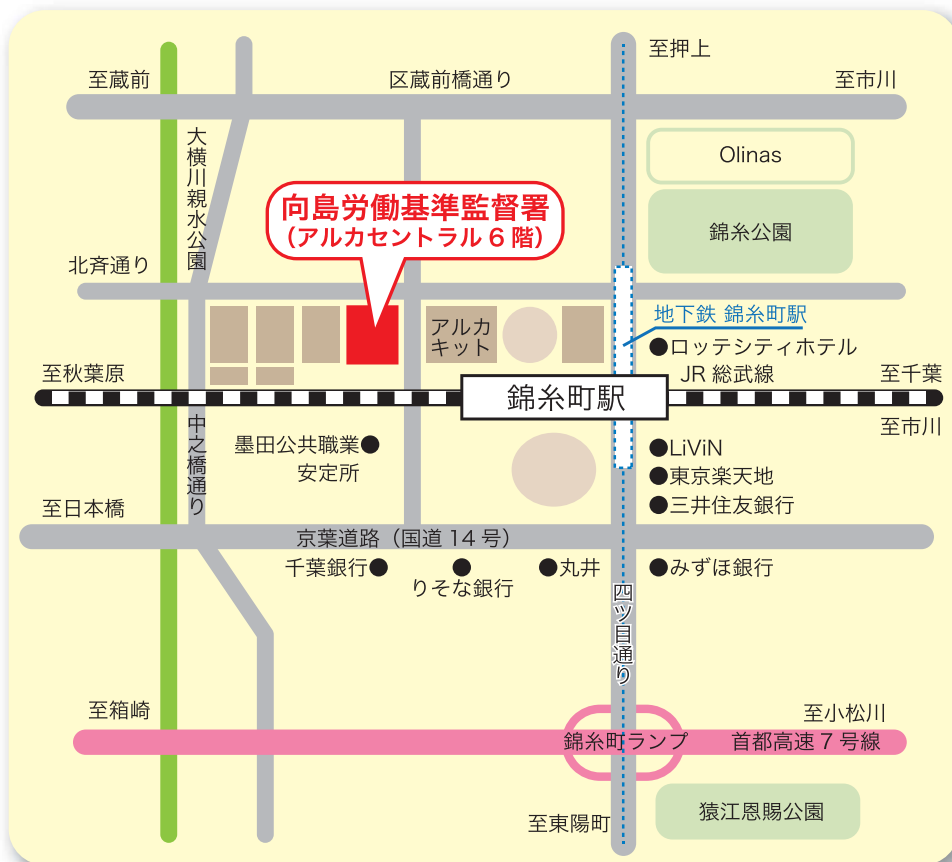
向島労働基準監督署は 錦糸町駅北口に移転します

移転日

平成26年9月1日(月)

移転先

〒130-8612
墨田区錦糸 1-2-1
アルカセントラル 6階



交通案内

JR 錦糸町駅北口
徒歩約 3分

地下鉄半蔵門線
錦糸町駅北口
徒歩約 5分

*現庁舎(墨田区東向島4-33-13)では、平成26年8月29日(金)まで、業務を行います。

*管轄区域に変更はありません

*なお、電話番号・FAX番号は下記のとおりとなります。



向島労働基準監督署

TEL 方面 03-5819-8730 安全衛生課 03-5819-8731
総合労働相談コーナー 03-5819-8730 労災課 03-5819-8732

FAX 03-5610-3100

管轄: 墨田区・葛飾区



このたびの移転は向島労働基準監督署庁舎建替えに伴う仮移転であり、平成28年3月末頃に現在の所在地に戻る予定となっています。

労働基準監督署の業務案内

方面・課名	主な取扱業務
方面	<p>[労働基準に係る業務全般]</p> <p>労働基準法・労働安全衛生法等に基づく監督指導、36協定・就業規則等労働基準法関係各種報告・届出の受付、監督関係の許・認可事務 年次有給休暇・労働時間や最低賃金等労働条件に関する各種相談・問合せなど</p>
向島総合労働相談コーナー	<p>解雇、配置転換、雇止め、労働条件の不利益変更等の労働条件、その他労働問題（募集・採用、退職勧奨、自己都合退職、いじめ・嫌がらせ等）や賃金不払等に係る総合労働相談</p>
安全衛生課	<p>[安全衛生に係る業務全般]</p> <p>建設工事の計画届・足場等の設置届の受付・審査、ボイラー、クレーン等特定機械の届出の受付・検査、労働者死傷病報告・各種健康診断結果報告等安全衛生に係る報告受付 労働安全衛生法に関する各種相談・問合せ（健康診断、災害防止対策、安全衛生管理体制など）</p>
労災課	<p>[労災補償に係る業務全般]</p> <p>業務上災害、通勤災害に係る保険給付に関すること 労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査や保険料の徴収等に関すること 各種労災年金の定期報告の受付、石綿救済法に係る業務 労災保険に関する相談など</p>

「Safe Work TOKYO」



第12次東京労働局労働災害防止計画推進中
労働災害防止の取り組みを推進します。

－ 誰もが能力を発揮できる
安心なTOKYOへ －